

2022年2月14日

原子力規制委員会委員長 更田豊志 殿

東北電力女川原発2号機の有毒ガス防護に係る原子炉設置変更許可申請に対して、硫化水素漏洩事故を踏まえた審査を行うことを求めます

共同申入42団体は末尾に列記

昨年12月16日、東北電力は「女川原子力発電所2号機における有毒ガス防護に係る原子炉設置変更許可申請について」とのプレスリリースで、貴委員会への「原子炉設置変更許可申請書」の提出を発表しました。それによれば、「今回の申請は、有毒ガス防護に係る『実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則』等の一部改正を踏まえ、中央制御室等の安全施設に係る設計方針について、有毒ガス防護に係る記載を追加するとともに、予期せず有毒ガスが発生した場合の手順・体制を新たに整備するもの」でありながら、「今回の申請にあたり、発電所敷地内外の薬品タンク等から有毒ガスが発生した場合の影響評価を行った結果、中央制御室の運転員等に与える影響はないことを確認していることから、新たな設備の設置および既設設備の変更はありません」としています。

これをうけて、貴委員会は同日、「東北電力株式会社から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の8第1項の規定に基づく女川原子力発電所2号炉の設置変更許可申請書を受理しました」としています。

私たちは、今回の東北電力の申請内容には重大な問題が抜け落ちていると考えており、このような申請内容に許可が出されると「発電用原子炉施設の安全性を損なうことになると大変危惧しております。

審査においては是非、以下の内容を踏まえることを要求します。

1、昨年7月に女川原発2号機で中毒者が発生した「硫化水素」漏洩事故を踏まえた審査を行うことを求めます

周知のように、昨年7月12日（以下の日付はいずれも昨年）に女川原発2号機で発生した硫化水素漏洩による労災事故では、7名もの協力企業作業員の方が中毒症状となり病院に搬送されました。これは、1号機廃棄物処理建屋の洗濯廃液貯蔵タンクで発生した「硫化水素」が、1号機と2号機で共用しているランドリドレン処理系の配管を通じて2号機の制御建屋にまで逆流したため、配管が通じていた同建屋1階出入り口付近および2階にいた（あるいはたまたま通りかかった）作業員らが被災したものです。幸いにも大事には至っていないようですが、一歩間違えると死亡事故に至ったかもしれないという重大なものです。

その後、数ヶ月にわたって東北電力はこの問題について口を閉ざしてきましたが、石巻労働基準監督署から10月7日に「指導票」が提出されたのを受けて、やっと11月5日に「本事象が発生した原因および再発防止対策を取りまとめました」とするプレスリリースを発表し、また安全協定に基づく地元自治体への報告書を提出しました。しかし、そこで明らかにされた事故の発

生原因（メカニズム）は科学的に誤ったもので、なによりその対策が対処療法的なものに過ぎず、これでは再び同様の「毒ガス」による事故（あるいは事件）が発生する可能性が残されたままになっていると言わざるを得ません。

そうした中での今回の「申請」ですが、驚いたことに、実際に女川原発で発生した上記の「硫化水素」漏洩事故を完全に無視したものになっており、同事故の教訓化がなされていないものとなっています。地元紙では「洗濯廃液の処理過程で発生した硫化水素は規制の範囲外との見解を示した上で、『酸素ボンベなどを配備すれば今回のような事故を起きても要員を守ることができる』と説明」（2021/12/17 河北新報）したと報道されています。

しかし、9月15日に実施された原子力規制庁レク（対応者：正岡秀章管理官補佐、水野大管理官補佐）の場で、正岡氏は「有毒ガスについては、硫化水素が入っているというか、除外していない。それは、ガイドの3頁に、有毒ガスの定義みたいなのが、言葉の定義というのがあります。まして、気体状の有毒化学物質については、国際化学安全性カードというネットでも見られるものですが、あそこに当然入っている、当然有毒ガスの一種であると認識しているので、硫化水素を除外しているつもりは全くなくてですね。当然有毒ガスのカードには1ppmとか許容値が書いてあるんで、当然抽出されていたら、それに基づいて評価をしていく。硫化水素を除外しているかしていないのかといえば、硫化水素を除外していません」とはっきり述べています。さらに、「再稼働前の審査申請で、今回の7月事故の事例を反映した審査がなされる、そういう理解でよろしいのか」との質問に対し、正岡氏は「一般論としては、そのとおりだろうと思います。一般論で、当然審査では、ガイドだけでなく、過去の発電所で起こった事例、さらには日本国内・海外で起こった事例を当然考慮して審査をしていくんで、硫化水素を入れるかどうかではなく、今言ったように、僕らが基準を守れというのは基本「止める・冷やす・閉じ込める」ということで、…少なくとも、発生源として考慮される必要があって、考慮とは、入れろということではなく、入れないのだったら入れない理由を当然事業者が説明しなければならないと思います」とも述べています。

ここで正岡氏がはっきり述べているように、「ガイドだけではなく、過去の発電所で起こった事例を反映した評価」がなされるべきであるのは当然で、なによりたった数ヶ月前に当該発電所で発生したばかりの事例を無視していいわけがない、ということは自明ではないでしょうか？

しかも、同事故にかかる「原子力規制検査」は本年1月14日時点で継続となっており、原子力規制庁による事故原因・問題点の解明も未了で、当然それらに対する再発防止策・改善策も一切講じられていません。そのような状況でなされた今回の申請は、再稼働スケジュールありきの東北電力の前のめり姿勢に由来するもので、安全性軽視以外のなにものでもありません。

そもそも12月16日に発表された東北電力の「毒ガス対策」の柱は「酸素ボンベ等の配備や手順の整備、通信連絡設備による周知の手順の整備」に過ぎません。硫化水素が発生してから酸素ボンベをつけるという「手順」だけに頼った、後付けの対処療法的なやり方で、本当に中央制御室の運転員らを守ることが出来るのでしょうか？ 高濃度の硫化水素を吸引した運転員らが、目の損傷や呼吸障害などの健康被害が生じる前に、酸素ボンベを適切に装着できる保証がどこにあるのでしょうか。

東北電力が自ら、硫化水素漏洩事故の原因を「硫化水素のスラッジ内大量蓄積・大量放出」と言っている以上、最低限、「毒ガスガイド」の想定する「有毒ガス・固定源」の「不備・抜け落ちを補う」＝「より一層原発の安全性を向上させる」ものとして、制御建屋出入口を通る運転員

らに危害を及ぼす「硫化水素」と、それを大量蓄積し今後も大量放出の可能性を有する「ランドリ系沈降分離槽（貯蔵タンク）」を、新たに調査対象として加えるべきことは明らかです。なぜなら、同タンクの「1・2号機間共用」を継続・放置し、2号機制御建屋に接続配管が通じている限り、隔離弁の不調・不作動・突然開や、空気注入ポンプの作業予定外の誤作動・流量急増、排気ポンプの誤停止・流量低下などによる硫化水素の流入・逆流の可能性はゼロではないからです。

確かに、「毒ガスガイド」は敷地内外（固定源・可動源）の貯蔵・輸送化学物質のみを対象とし、今回の事故のように生物学的に施設内で日常的に発生する可能性のある「硫化水素」は従来対象としていないことは承知していますが、今回の事象を踏まえて、既存の毒ガスガイドの枠内のみで審査するのではなく、住民・国民目線にたって、現実には発生した事象から審査することを求めます。

2、「毒ガス」の流入経路となった設備「共用」問題を審査の対象にし、共用の解消を行おうとしない東北電力の今回の申請は不許可とすることを求めます

東北電力が11月5日にプレス発表した再発防止対策は以下の通りです。

- (1) タンクからスラッジを定期的（年1回以上）に排出するなどし、堆積量が一定レベルを超えないよう維持することとし、その旨を社内文書に規定する。
- (2) 空気攪拌作業時には、事前に換気空調系の排気量を増やす。
- (3) 空気攪拌作業時には、タンクから2号機の制御建屋に繋がる配管の弁を閉じ、流出経路を隔離する。
- (4) 空気攪拌作業時には、酸欠作業に準じた措置を行うとともに、流出経路の隔離措置や漏えい防止、緊急・異常事態が発生した際の報告フロー等について、社内文書に規定するとともに、所員および協力企業作業員へ周知する。

これらの再発防止策のいずれも、問題が「施設・設備」に及ぶことを避け、あくまで「手順・運用」で済ませようとするものです。その一方、別紙1で「1号機廃棄物処理建屋に設置している洗濯廃液などを処理する設備は、1・2号機共用であり、2号機制御建屋とは配管でつながっている」と、ハード面での事故原因である「共用」にはじめて言及しました。この点について、12月2日に行われた市民との懇談の場で、東北電力は「ランドリドレン処理系については、1号機と2号機で共用設備としています。具体的には、2号機制御建屋における手洗い水などの排水は1号機廃棄物処理建屋に設置された設備で処理する設計としており、2号機制御建屋と1号機廃棄物処理建屋は排水配管により一部つながっている構成となっています。なお、排水配管は一部つながっている構成となっていますが、当該タンクの空気攪拌作業時においては、2号機制御建屋につながる配管の手動弁を閉止する対策を行うこととしており、これにより同様の事案の発生を防ぐことができることから、11月5日のプレス資料には、この内容について、ご質問の内容については記載してございません」と回答しています。

そうであるならば、なぜ2号機に硫化水素が流れ込みながら、1号機には逆流しなかったのか（あるいは1号機にも逆流したのに公表していないのか）が不明です。

なによりも、想定ではなく現実に、毒ガスである硫化水素が1号機で発生し、共用設備（ランドリドレン処理系配管）を伝って2号機の制御建屋に流れ込んだという重大事故が起こった以上、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則12条7項「安全施設（重要安全施設を除く。）は、二以上の発電用原子炉施設と共用し、又は相互に接続する場合には、発電用原子炉施設の安全性を損なわないものでなければならない」に適合しない状態にあることは明らかです。

原子力規制委員会「審査ガイドの位置付け」（2021/6/16）によれば、そもそも各種「審査ガイド」は「許認可の審査において、審査官が参照するために策定する文書であり、審査官が新規制基準への適合性を確認する方法の例を示した手引」であり、「規則や規則の解釈のように規制要求を示すものではない」とされ、「審査に当たっては、審査ガイドの内容に囚われることなく、審査官自らの科学的、技術的、合理的な判断に基づくことが重要」とされていることに鑑みれば、現実に起こった硫化水素漏洩事故を踏まえて有毒ガス防護に対する認識を深め、既存の「ガイド」枠内にとどまらない審査を行うことは当然だと考えます。硫化水素漏洩事故で毒ガスガイドの不十分性が明らかになったからこそ、「原発のより一層の安全性向上」のために、もともとは無害な化学物質から（生物学的に）発生する可能性のある「硫化水素」や、「ランドリ系沈降分離槽」（に限らず、硫化水素を生物学的に発生させる可能性のある海水系設備も含めたすべての設備）を考慮・評価していない東北電力の今回の申請に許可を出してはならないと考えます。あるいは、ランドリドレン処理系「共用」を廃止し（接続配管を完全封鎖・撤去し）、2号機単独で沈降分離槽なしの処理設備を設置しない限り、毒ガス防護の安全性が損なわれているものとして、申請を不許可とすべきです。

この点について、先の規制庁レクの場合、「ランドリ系を共用していたことが原因。配管を分けて審査をやり直しすべきでは」との質問に対し、正岡氏が「可能性はゼロではない。今言ったように、基準を満たすかどうかで、原因分析をしていった結果、検査での確認で、知見みたいのが出てきて、何かしら基準に対し不足があるとかであれば、当然やり直し、やっぱ共用はすべきではないという結論は否定されるものではないと思います」と回答しています。

しかも1号機は廃炉作業に入っています。2号機が再稼働してからも、手洗い水などの排水などは1号機廃棄物処理建屋に設置された設備で処理し続けるというのは、余りにリスクが高いのではないのでしょうか？

「過失による事故」のみならず「故意によるテロ」を防止するという観点からも、根本的な安全確保のために、共用（毒ガス流通経路）の解消を行おうとしない東北電力の今回の申請は不許可とすることを求めます。

以上

共同提出団体

- ・女川原発の再稼働を許さない！みやぎアクション（代表 鈴木宏一）
- ・放射能から子どもたちを守る栗原ネットワーク（代表 鈴木健三）
- ・子どもたちを放射能汚染から守り、原発から自然エネルギーへの転換をめざす女性ネットワークみやぎ（共同代表 小澤かつ 児玉芳江 佐藤郁子 山田いずみ）
- ・放射能から岩沼を守る会（代表 小川栄造）
- ・大崎耕土を放射能汚染させない連絡会（会長 若井勉）

- ・船形山のブナを守る会(代表世話人 小関俊夫)
- ・原発の危険から住民の生命と財産を守る会(事務局長 高野博)
- ・原発いらない・宮城ツユクサの会(代表 松原くに子)
- ・さようなら原発いしのまき実行委員会(実行委員長 佐藤清吾)
- ・放射能汚染廃棄物の焼却処分に反対する石巻地域の会(事務局長 日野正美)
- ・電通労組宮城支部(執行委員長 畑山学)
- ・原発いらない十三浜の会(代表 佐藤清吾)
- ・宮城全労協(議長 大内忠雄)
- ・全国一般全国協議会宮城合同労働組合(執行委員長 星野憲太郎)
- ・止めようプルサーマル!止めよう核燃料サイクル!女川原発地元連絡会(代表 近藤武文)
- ・ふるさと黒川の生命と水を守る会(共同代表 吉田洋一)
- ・女川原発の再稼働に反対する東松島市民の会(事務局長 石垣好春)
- ・宮城県母親大会連絡会(会長 佐藤郁子)
- ・こどもの健康を考える会・いしのまき(共同代表:橋本和良、齋藤みや子)
- ・シニア・ワーカーズコープ仙台(代表 森田眞理)
- ・宮城県護憲平和センター(理事長 砂金直美)
- ・放射能から子どもを守る ふるかわ連絡会(会長 鎌内あつ子)
- ・女川原発の再稼働に反対する会(涌谷)(代表 櫻井伸孝)
- ・女川原発UPZ住民の会(代表 勝又治子)
- ・女川原発再稼働ストップの会・美里(代表 勝又治子)
- ・原発問題を考える登米市民の会(代表 石川裕清)
- ・南三陸原発を考える会(代表 小野寺久幸)
- ・石巻地方労連(議長 菊池英行)
- ・女川原発の避難計画を考える会(代表 原伸雄)
- ・新日本婦人の会石巻支部(支部長 今野つや子)
- ・石巻民主商工会(会長 菅原正明)
- ・石巻9条の会(事務局長 高橋昭義)
- ・年金者組合石巻支部(事務局長 佐々木哲男)
- ・女川原発の再稼働を許さない石巻地域の会(代表 松浦健太郎)
- ・新日本婦人の会宮城県本部(会長 佐々木ゆきえ)
- ・カトリック正義と平和仙台協議会(代表 木元範子)
- ・みやぎ金曜デモの会(代表 西新太郎)
- ・みやぎ脱原発・風の会(事務局長 舘脇章宏)
- ・原発問題住民運動宮城県連絡センター(共同代表 小林立雄、斎藤信一)
- ・女川から未来を考える会(代表 阿部美紀子)
- ・脱原発仙台市民会議(共同代表 篠原弘典 水戸部秀利)
- ・生活協同組合あいコープみやぎ(理事長 高橋千佳)

<連絡先> 〒981-8007 宮城県仙台市泉区虹の丘 3-5-13 (篠原方)

TEL&FAX 022-373-7000

E-mail non239@jcom.home.ne.jp